

## 訪問看護事業所等の安全確保対策事業補助金Q&A

Q1 補助対象となる訪問看護事業所等とはどこか。

A1 みなし指定及び休止中の事業所を除く三重県内に所在する訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所としています。

また、市町及び市町で構成する組合が運営する事業所は対象外になります。

Q2 当事業所には電話機が3台あるため、通話録音装置も3台購入する予定。その場合、補助上限額は3万円の3倍で9万円になるのか。

A2 補助上限額は1事業所当たりの金額になります。そのため、通話録音装置を何台購入したとしても、補助上限額は3万円となります。

Q3 当事業所では通話録音装置の購入と、出張時のセキュリティーサービスの導入を考えている。その場合、補助上限額はそれぞれの経費につき3万円で、計6万円になるのか。

A3 補助上限額は、通話録音装置の購入費とセキュリティーサービスの導入経費を全て合わせ、1事業所当たり3万円となります。

Q4 通話録音装置の購入費は税抜き1万2千円だったが、補助金の申請は補助上限額の3万円まで申請できるか。

A4 申請できません。申請できるのは実際にかかった1万2千円になります。補助額は補助対象額の2分の1になるので、補助額は6千円となります。

Q5 通話録音装置とセキュリティーサービスの導入経費を合わせて税抜きで9万円かかった。補助上限額は3万円とのことだが、補助額はどうなるのか。

A5 補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助上限額のどちらか少ない額を補助額とします。実際の経費は9万円であり、9万円に補助率2分の1を乗じた金額は4万5千円となりますが、補助額は補助上限額である3万円となります。

Q6 購入費の全額が補助対象となるのか。

A6 消費税額を除いた額が補助対象額となります。そのため、申請書には、消費税分を除いた額を記載してください。なお、設置料や送料、手数料などは補助対象になりません。

Q7 事業所毎に申請できるのか。

A7 事業所ごとに申請できますが、同一法人で複数の事業所を運営している場合は、様式 6 の総括表を提出してください。

Q8 購入予定の経費について補助申請できるか。

A8 申請できません。申請できるのは購入済みのものに係る経費のみです。

Q9 補助対象となる通話録音装置とは、具体的にはどのようなものか。

A9 固定電話用通話録音装置及び、ボイスレコーダーなどです。

Q10 固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。

A10 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝えるなどの機能を有するものです。電話機本体の購入は対象になりません。

Q11 通話録音装置とあるが、スマートフォンやタブレット端末を購入する場合、補助対象となるのか。

A11 対象になりません。

Q12 ボイスレコーダーが対象とあるが、ボイスレコーダーと同様の大きさの小型カメラ(録音機能だけではなく、録画機能も付いている場合)は、補助対象となるのか。以前、訪問先で患者側とトラブルになったことがあるため、患者の了承を得て、録音・録画を行う必要がある。

Q12 対象となります。ただし、スマートフォンやタブレット端末は対象になりません。

Q13:通話録音装置とあるが、当事業所では録音機器を購入する必要が無い、通話録音サービス(録音された音声はファイル化してサーバーに送信され、サーバーにアクセスすることで、通話内容を事後確認するサービス等)の導入を考えている。通話録音サービスの導入経費や月額利用料金は補助対象となるのか。

A13 対象になりません。  
この補助金は、通話録音装置の機器購入に係る経費のみが対象です。

Q14 当事業所では、1台税抜き1万円のボイスレコーダーを10台購入予定であるが、補助対象となるボイスレコーダーに台数制限はあるのか。

A14 台数制限はございませんが、1事業所における訪問時の安全対策として必要な台数を申請ください。また、ボイスレコーダーを何台購入したとしても、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助上限額(3万円)のどちらか少ない額を補助額とします。

Q15 通話録音装置を令和7年1月31日に発注し、同日納品され、代金は翌日の令和7年2月1日に支払った。この場合、補助金の対象となるか。

A15 対象になりません。通話録音装置等の購入及び代金の支払、屋外用(出張用)セキュリティーサービス導入の発注及び契約が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの場合、補助金の対象となります。

Q16 通話録音装置を購入し、令和7年1月中に納品・支払いが完了した。しかし、領収書が届くのが令和7年2月になってしまい、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A16 この場合、1月中に支払したことがわかる書類で申請し、県長寿介護課 地域包括ケア推進班(電話番号:059-224-3327)に電話連絡をお願いいたします。個別に判断、対応いたします。

Q17 屋外用(出張時)セキュリティーサービスとはどのようなものか。

A17 訪問看護事業所等職員が患者宅を訪問している際、患者又は家族から暴力等の危害を受けた場合、通報装置で警備会社に通報するサービスを想定しています。

Q18 屋外用(出張時)セキュリティーサービスの導入経費とは、どのような経費が対象となるのか。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料も対象となるのか。

Q18 対象となる経費は、初期導入費用である初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料(継続費用)は対象にはなりません。

Q19 屋外用(出張時)セキュリティーサービスによる通報で、警備会社の警備員が現地にかけてつけた際の、警備員の出張費は補助の対象となるのか。

A19 対象になりません。